別紙2

車輌賃貸借契約書

選挙候補者 （以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車輌の賃貸借について次の

とおり契約を締結する。

1　使用目的

 公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2　車種及び登録番号

3　台数　　　　1台

4　使用期間

 　　　 年　　月　　日から

 　　　 年 月 日まで 日間

5　契約金額 　円（内訳 1日　　　　　　円×　　日間）

6　使用上の義務等

 甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7　請求及び支払

　 この契約に基づく契約金額については、乙は、今別町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

 なお、今別町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

 　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は今別町には請求できない。

 　　　 年　　月　　日（契約締結年月日）

 甲 住　　所

 　　　　 選挙候補者

 氏　　名 印

 乙 住　　所

 名　　称 印

代 表 者 印